

教育実習の手引

大阪学院大学

目 次

● 教育実習手続一覧表	1
●教育実習について	
1. 教育実習の目的と意義	1
2. 教育実習の内容と指導	2
3. 教育実習の心構え	6
4. 教育実習の諸注意事項	7
●教員採用選考試験	
1. 公立学校の教員採用	8
2. 私学の教員採用	8
3. 初任者研修制度	9

●教育実習手続一覧表

	年次	3 年次生	4 年次生
時期	3 月	オリエンテーション(手続き説明会)	オリエンテーション(事前説明会)
	4 月	教育実習参加申込み	「教育実習関係書類」提出(教務課)
	実習前		実習校との打ち合わせ
	実習終了後		「教育実習日誌」提出(教務課)
	夏期休暇中	教育実習内諾交渉	
	9 月	「教育実習内諾書」提出(教務課)	
	10 月		教育実習懇談会
	12 月	教育実習懇談会	

注) 1. 教育実習事前説明会は、前期オリエンテーション期間中に行う。

2. 教育実習懇談会は、事前（3 年次生）指導、事後（4 年次生）指導の一環として実施するので、必ず出席しなければならない。

●教育実習について

1. 教育実習の目的と意義

教育実習の実施は、免許状取得のためだけでなく、目的とするところは、その実践により、一般教養、専門教養、教職教養などの教職のための理論的な理解と認識を、学校教育の現場において実地に実践的に適用し総合的・経験的に教育事象を修得するためにある。そしてその体験のなかで、望ましい自己の教師像を形成（教師としての認識、自覚、態度を形成することによって教育観の把握、教育者としての使命感などの自覚）し、教師資質と力量形成のための素地を培うことを意図している。教育実習は教職課程の最後の総仕上げなのである。

教育実習の具体的目標を要約すると

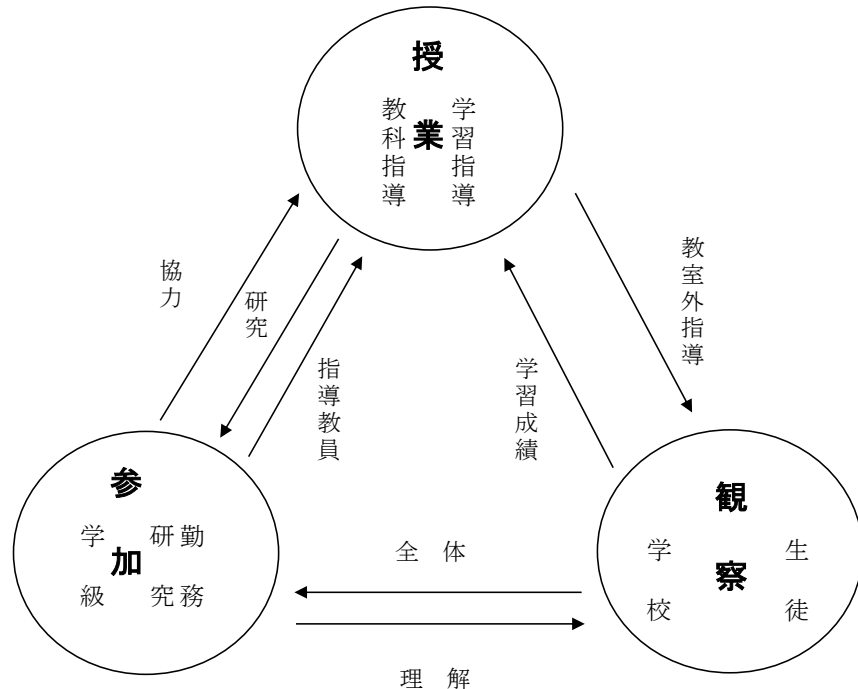
- (1) 学校における人間関係の諸側面の理解と体験（学校運営、学級運営のなかでの教師と生徒、保護者などの関係）
- (2) 学校全体の教育活動の理解と経験（教科指導、学級指導、生徒指導、特別活動、進路相談などの諸活動）
- (3) 教育者としての服務、事務処理の経験、理解
- (4) 教師適性への自覚と自己判断の経験

など、その活動領域は広く、深い教育体験の場であるといえる。

これ故に、教育実習はいわゆる教生、または実習生といわれながら、教育者としての意識、使命感をもって教育現場に参加する意欲が大切である。また、「教育者という経験」をもつことは、人間として、将来の家庭人として、また社会の一員となる第一歩としても意義ある体験となるであろう。インターンの実習によって、人間の生命活動や基本的人権に関しても実際に学んでいただきたい。

2. 教育実習の内容と指導

教育実習の内容を形態的にみると、一般に①観察（教育事象・生徒理解）②参加（学校・教師集団への参加）③授業（教科の学習指導）の三領域を考えることができる。



教育実習には教科指導、学習指導技術が重視される印象が強いかもしれない。しかし、実際には幅広い体験が含まれており、よりよい実習効果をあげるためには、「観察」、「参加」が欠かせない。三者は相互に関連して初めてその教育効果が期待できる。効果的な「授業」のためには生徒の「観察」が必要であり、広く「参加」することによって正しい「観察」ができる。この三領域は実践のなかで総合的に活動すべきである。

(1) 観察 (Observations)

学校現場において進行中の教育活動を直接に見聞、記録して客観的に観察・分析を加えながら、必要な教科資料を収集する実証的な方法であり、みることから学ぶ基礎的な実習である。

- (ア) 教育課程の全領域にわたり、授業・教育活動を観察する。
- (イ) 経験豊富な教師の授業指導の観察
- (ウ) 生徒の学校内における活動（学級・課外・ホームルームなど）
- (エ) 学校生活の一日の教師相互、教師対生徒の関係など

これらの観察活動を通じて生徒の姿を通じて、日々学び続ける教員と共に探求を深めることができれば、教育実習の意義が深まるであろう。

有効な「観察」のために、「メモ」を取ることを勧めたい。「メモ」は見聞したことの備忘録、覚え書である。学校活動や指示事項について「正確・簡明に書くこと」は、実習日誌、記録などをより良いものにするためにも、指導を受ける立場の教育実習者の義務でもある。これを習慣化し、身につけるためには、実習中の随所で積極的に「聞き取る意欲」が大切であろう。

観察要項の一例を参考にされたい。

観察要項（授業参加など）		
主 題		実 習
月	日	時限
話し方	態度	実習内容
明瞭さ、簡潔さ	熱意、力強さ	準備
ユーモア	落ち着き	導入
対話調、講義調	親しみやすさ	説明の仕方(要点、強調点)
声の高低(イントネーション)	ジェスチャー(位置、動き、姿勢など)	教材、教具の使い方
声の大きさ	目配り	引例、具体例
速さ、間の取り方	目立つくせ	話の構成と時間配分
		まとめ

(2) 参加 (Participation)

参加実習は、実習生としてというよりも、教師またはその補助者としての体験を指している。学級経営、学習指導、生徒指導などの教育活動に積極的に関与・協力することで、教育活動や教師の職務について理解を深め、なすことによって学ぶ実践である。

次表のように、実際の学校運営は複雑にして多方面に関連した組織をもち（学校行事、校務分掌）、また対外的にも（地域活動、PTA 活動、人権教育、社会教育活動、家庭、保護者関係など）多様であり、短期間の教育実習で全てを経験することは、困難であるといえよう。しかし、できるだけ学校活動に参加することにより、「教師という仕事」を体験的に理解することが肝要である。実習意欲を持って取り組むことによって、貴重な人生経験が得られるであろう。

実習生の「参加」の留意点として注意を要することがある。実習校の学校教育方針に従い、指導教員の指導を尊重して、積極的に指示事項を完遂するよう心掛けることである。指導教員は実習生に対して責任を持っている。指導教員の計画・指示を順守する真摯な態度を忘れてはならない。

(3) 実習 (Teaching Practice)

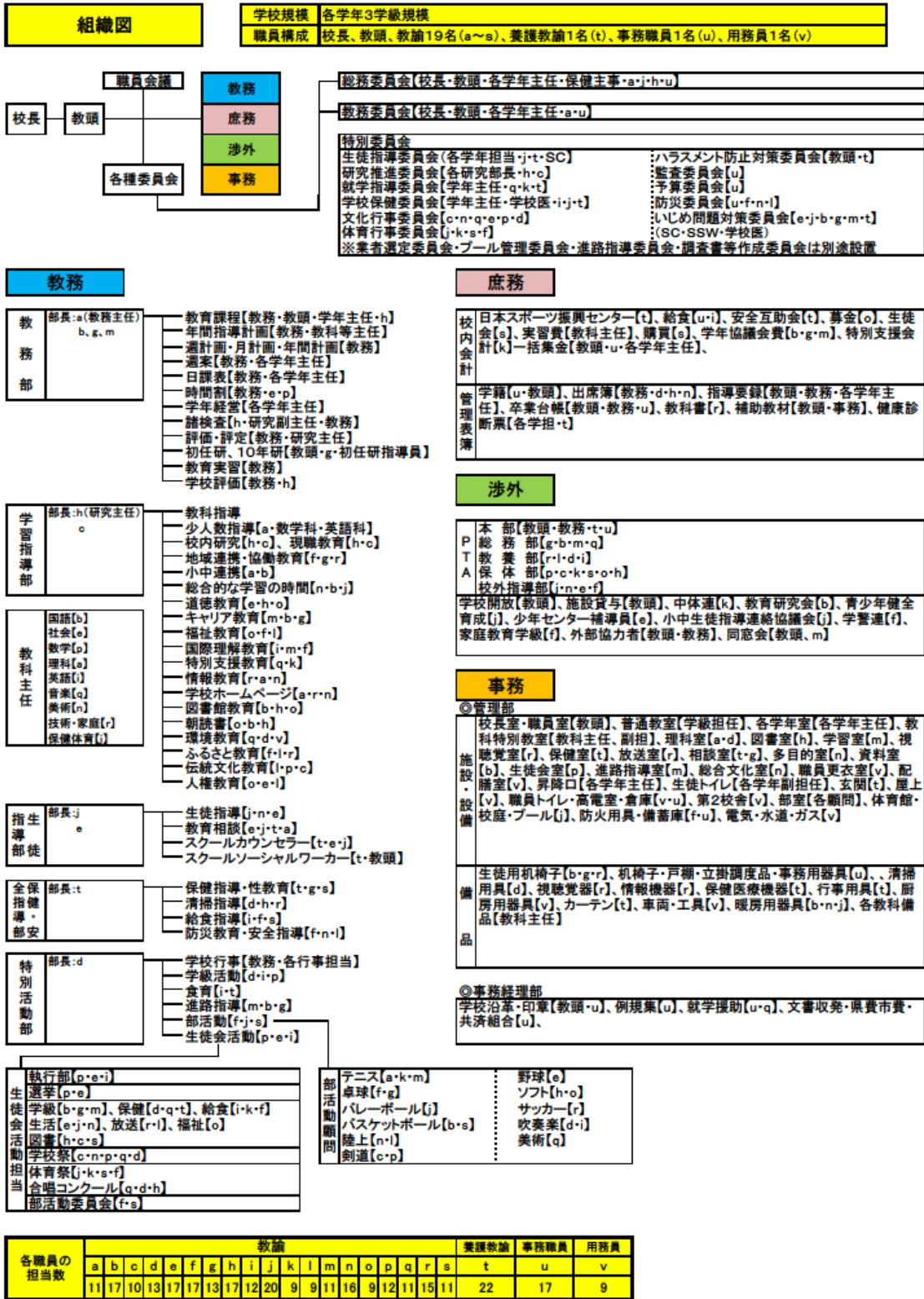
教育実習の第3段としての実習は、基本実習と応用実習に二分される。まず基本実習として、指導教員の下、生徒の学習指導や生徒指導に関する基礎的な知識や技能を習得する。そしてその学びに創意工夫を加え、自分で責任をもって指導に当る応用実習へと進む。応用実習は、実際に教えることによって、専門的知識や技能を内面化する方法といえよう。

実習は「生徒に教えることを通じ、教えることを学ぶ」場である。特に「研究授業」は教育実習の最後におけるまとめであるとともに、教職課程自体の総仕上げとなる。その成否が今後の教職生活の出発点、動機、自信となる場合もあり、苦心と努力を要するのである。

実習生によってなされる学習指導は、実習生にとっては授業の練習・見習であっても、生徒にとっては、平素の担当教諭の授業の一貫であり、学力向上の過程として真剣な場である。「教科指導の重要性」

は実習生自身にとって重要であるばかりでなく、教科指導教員ならびに学校にとっても軽視できない課題なのである。また、学校側も実習生が卒業生であり、教育後継者を助成するという道義的責任から、正規の授業の一端を初心者たる実習生に担当させているのである。学校は実習生に対して、教育上の危惧をもっている部分もあることを忘れてはならない。教育実習は歓迎されるばかりともいえないのだ。この点、特に実習生の自覚と努力が求められる所以である。

学校組織図(A中学校の事例)



3. 教育実習の心構え

(1) 教育実習生の心構え

教育実習生が指導を受ける実習校は、教育基本法の理念を基本方針とした学校教育法にもとづき、それぞれに日々の教育を休みなく実践している協同体である。さらには地域社会の実情、学校長の教育理想や種々の教育事情に立脚して活動している極めて個性的な特色をもつ教育集团である。

教育実習生は、教育者としての能力はまだ極めて未熟である。また、指導者としての経験も乏しく、さらに2～3週間という短い実習期間である。教育実習を意義深いものとするためには、「真摯な態度・熱意・誠意」が大切であるといわねばならない。

ア. 実習校に対し

学校長の経営方針、年度の努力目標、教師集団の構成など、前向きに積極的に適応すること。特に実習校作成の独自の「教育実習のしおり」に対しては、忠実に遵守して、責任ある行動をとることが望まれる。

イ. 指導教員に対し

経験豊かな指導教員を信頼し、謙虚に真摯に努力する態度が大切である。調和、協調の精神を大切にした人間関係が教育実習成功の鍵ともいえる。「指導教員との出会い」を大切に、生徒研究、教材研究はいうまでもなく、観察、参加の活動について、直接また間接に助言を受けるべきである。

(2) 教育実習生の心得

ア. 教育実習は、大学・実習校・教育委員会が互いに連絡調整し、実施されるものであるから、書類に不備があったり、期日に遅れた場合には、実習ができなくなる。教職課程の掲示板をよく見るとともに、指示された事項は必ず守ること。

イ. 中学校・高等学校が教育実習を受入れるのは義務ではなく、後輩の教員を養成するという理解によって受け入れているのである。また、実習にともなう指導がその学校にとって大きな負担であることを考え、常に謙虚な気持で臨むとともに、大阪学院大学の学生としての自覚と誇りをもって行動すること。

ウ. 教育実習の計画は実習校の職員会議に図り、年間の授業計画に組み込まれ、実施されるものであり、事前に細かい受入れ準備が行われている。

もし、これを学生の一方的な都合によって変更や辞退をすることがあれば、実習校に対して多大な迷惑をかけることになるとともに、後輩の教育実習受入れに影響をおよぼすので慎むこと。

エ. 教育委員会、実習校が教育実習の受入れに「教員となる意志の堅固な者」という条件を設けているので、教育実習を受ける者は、将来教員になる明確な意志をもってもらいたい。

(3) 実習の心得

- ①生徒に対して模範的であること
- ②生徒に公平で親切であること
- ③実習校に迷惑をかけないこと

- ④規律を守ること
- ⑤復命をすること
- ⑥日々自己反省をすること
- ⑦服装、言語、態度に注意すること
- ⑧不遜な態度をとらないこと
- ⑨教職への評価の機会であることを銘記すること
- ⑩大阪学院大学の代表者であるとの自覚を持つこと

4. 教育実習の諸注意事項

(1) 実習打合せ会（学校によっては、事前に実習生へのオリエンテーションがある。）

- ア. 学校長、教頭等から学校運営・教育課程・生活指導・生徒心得などについて説明があり、また、授業参観の機会も与えられる。実習生は、ただ漫然と見たり聞いたりすることなく、その間に学校の状況をよく把握することが必要である。
- イ. 実習生に対して指導教員が決められ、その指導教員から教育実習全般について指導を受ける。
- ウ. 指導教員から教科書・授業の進め方などについて指示がある。
なお、教科書の費用は各自負担とする。
- エ. 持参するものは、本誌の他に教育実習日誌・健康診断受診証明書・印鑑・筆記用具などである。

(2) 日課業務

- ア. 職員朝礼の15分前までには登校し、毎朝指導教員と必要な連絡をとること。
- イ. 授業参観・学校行事・研究会などに進んで参加し、授業実施についてもあらかじめ指導教員の指示を受けること。（但し、他教師の授業参観は事前に許可を得ること。）
- ウ. SHR（ショート・ホームルーム）、清掃指導をする。また、自分たちの控室の整理整頓に気を配ること。
- エ. 当日の事務の整理・翌日の諸準備が終わった後、指導教員の許可を得て下校すること。

(3) 施設利用

- ア. 実習指導案の作成・教材の研究等で利用したい部屋を担当教諭に事前に相談し、十分な研究を行うこと。
- イ. 参考資料やテスト等の印刷のためにコピー・印刷機を利用する場合は、指導教員の指示に従うこと。
また、指導教員からの指示によらない私的な研究の場合は、費用を各自負担すること。

(4) 規律事項

- ア. 服装は大阪学院大学の学生として品位あるものとし、華美なものや奇抜なものは避けること。
- イ. 教育実習期間中は、健康管理につとめ、欠席・遅刻・早退は避けること。
なお、止むを得ない事由により出校できない場合は、指導教員に連絡し、後日書類（欠勤届等）を指導教員に提出すること。

(5) 禁止事項

指導教員の許可なくして次の事項を行うことを固く禁じる。

ア．家庭訪問

イ．保護者・生徒の招致

ウ．金品の贈与、または徴収

エ．学校調査、または地域社会調査の実施

(6) その他

ア．実習打合せ会・実習校召集日に無断で欠席した者は、実習の参加資格を失うこともある。

イ．他大学の学生と同時期に実習を行うことが多いので、互いに協力し、効果的な実習を行うよう心掛けること。

●教員採用選考試験

1. 公立学校の教員採用

公立学校の教員になるためには、各都道府県および政令指定都市の教育委員会で実施される教員採用試験（正式には公立学校教員採用選考試験という）を受験しなければならない。この試験は、他の公務員試験とは異なり、合格したからといって必ず教員に採用されるというわけではなく、採用の候補者を選考する際の資料（採用候補者名簿）作成を目的として行われる試験である。

この試験の合格者は、各都道府県および政令指定都市における教育委員会の採用候補者名簿に登録され、その名簿の中から教育委員会が教員として採用する。従って、公立学校の教員になるためには、まずこの教員採用候補者名簿に登録されなければならない。

講師は、教員が病欠、休職、産休等により、長期にわたり欠勤する場合に、各教育委員会が採用するものである。

講師には常勤講師と非常勤講師があり、前者は前もって定められた期間、教員と同じように全日出勤して、月ごとの給与が支給される。後者は、その学校における週当たりの持ち時間数が決められ、自分の担当する授業の時間割にあわせて出勤、帰宅ができ、その時間数に応じて報酬が決められる。

募集は教員採用試験受験者の中から採用する場合もあれば、受験の有無にかかわらず、教育委員会に講師登録した者の中から採用する場合もあるので、当該所轄の教育委員会に問い合わせる必要がある。

教員採用選考試験は、各都道府県および政令指定都市により異なるので、各自で受験先の教育委員会に問い合わせること。

2. 私学の教員採用

私立学校の教員採用は、主として人物本位で、縁故、知人の推挙も多く、私立学校出身者の母校への就任

率は高い。

なお、一部の都道府県においては、私学団体が行う教員適性検査を受検して教員になる方法がある。この検査は、合否を決めるのではなく、受検者の氏名、住所、検査結果、特技等が記載された受検者名簿を作成することが目的である。この作成された名簿が資料として各私立学校へ送付される。私立学校は、教員採用の際に受検者へ個別に連絡し、面接を行った上で採用が決定される。

3. 初任者研修制度

初任者研修制度とは、教員の任命権者である各教育委員会が国・公立学校のすべての新任教員に対し、円滑に教員活動へ入っていきけるよう援助するとともに、実践的指導力や使命感を養い幅広い知見を得るため、採用後1年間にわたり教諭の仕事に必要な様々な事柄について研修を行う制度である。

教員の仕事は、児童・生徒の教育だけではなく、学校の教育活動に必要な校務も含まれている。新任者研修対象者の教員は、クラスの担任や授業を担当しながら、学校内の指導教員から学習指導をはじめ学級経営、児童・生徒の把握、生活指導などについて、自分の個性や力に応じた指導を受ける。また、学校外においても、教育センターでの講義や宿泊研修、洋上研修を通して、教員のあるべき姿や教育上当面する課題などについて、理解を深めるような研修内容となっている。